不動産相続

共有持分でお困りですか？ 高額買取

実績多数!

あなたの持分のみで、買い取りできます！

共有名義不動産は「負」動産!?

自分は売却したいが他の共有者の同意が得られない。

そもそも共有者と不仲で、相談を持ち掛けられない。

住んでいる身内がいて、土地を処分できない。

もしAさんが亡くなると、妻子が相続して共有持分が細分化。ややこしくなりそう。

収益物件の老朽化でもめていて、面倒になってきた。

親戚同士で長年トラブル。

ご存知ですか?

共有者の同意がなくても、あなたの持分のみで売却できます！

民法上のルールとして、共有名義不動産は、自分の持分のみなら「同意なし」で売却でき、不動産全体の売却には「共有者全員の同意」が必要となっています。例えば、相続した土地を3人で共有していて、自分名義の1/3の持分を売りたい場合、他の2人の同意なしで売却する自由があることが、法的に保障されているのです。これは、一戸建てのような、物理的に分けられない共有名義不動産でも可能。賃借人がいる状態での売却もできます。とはいえ、実際の売却ではトラブルがつきもので、買い手側に敬遠され、思うように事が運びません。買取専門に行う弊社なら、弁護士、司法書士、税理士ら専門家とともに、スムーズな売却を可能にします!